

京都市消防局訓令乙第8号

各 部  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防局公印規程の一部を次のように改正する。

令和2年3月27日

京都市消防局長 山内 博貴

別表第1 消防長印の項中

「

携 帯 紙 票 用	てん書	15 ミリメートル平方
-----------	-----	-------------

」 を

「

携 帯 紙 票 用	てん書	15 ミリメートル平方
消防同意事務用	てん書	21 ミリメートル平方

」 に改める。

別表第2 消防局印（指定自動車工場用を除く。）、消防長印、消防局長印及び消防局次長印の項中「消防長印」の右に「(消防同意事務用を除く。)」を加え、同項の次に次の1項を加える。

消防長印（消防同意事務用に限る。）	予 防 部 指 導 課 長
-------------------	---------------

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(消防局総務部総務課)